

山鹿市議会議場音響・映像システム等更新工事 プロポーザル実施要領

令和 7 年 6 月

山鹿市総務部財務課

山鹿市議会議場音響・映像システム等更新工事 プロポーザル実施要領

1 工事概要

- (1) 工 事 名 山鹿市議会議場音響・映像システム等更新工事
- (2) 目 的 山鹿市庁舎建設から10年が経過し、システムの一部において経年劣化による不具合が生じているため、議場音響・映像システムの機能低下を未然に防ぎ、円滑な議会運営の実現を図るものである。あわせて、システムの長寿命化を図り、不測の歳出を抑制するとともに、議会ライブ配信システムを導入することで議会の透明性を高め市民参加を促進するために実施するものです。
- (3) 内 容 別添仕様書のとおり
- (4) 工 期 契約締結の翌日から令和8年1月31日
ただし、令和7年9月定例会閉会日である令和7年9月26日（予定）までを工事の準備期間とし、翌27日から令和7年12月定例会開会日前日である令和7年11月24日（予定）までを施工期間とします。

2 工事に要する費用（見積限度額）

総額 52,500,000円（税抜き）

なお、参考見積書の金額が、工事に要する費用（見積限度額）を超過した場合は失格とします。

3 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を満たす者でなければなりません。

- (1) 山鹿市一般競争入札等の参加資格及び工事入札格付審査要綱に基づく入札参加資格者名簿に登録されており、請負候補者特定の日までに山鹿市契約に係る指名停止等の措置要綱(平成17年告示第122号)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (2) 電気通信工事業の一般建設業許可または特定建設業許可を有していること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申し立てをしている者でないこと。
- (5) 消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がないこと。
- (6) 山鹿市暴力団排除条例（平成23年山鹿市条例第19号）第2条第1号及び第2号に該当しないものであること。
- (7) 業として本件プロポーザルに付する契約に係る事業を営んでおり、過去5年以内に、国や地方公共団体又はその他の公共団体で類似工事（業務の受託を含む。以下同じ。）の実績があること。

4 質問の受付及び回答

- (1) 提出方法
 - ①別添の質問書（様式1）により、電子メールで提出すること。
 - ②表題を「プロポーザル質問書」とし、必ず電話で着信を確認すること。

※電子メール以外の方法で提出された質問に対しては回答しません。

- (2) 提出期限：令和7年7月4日（金）午後5時（必着）
- (3) 提出先：メールアドレス zaimu@city.yamaga.kumamoto.jp
- (3) 回答日：令和7年7月11日（金）
- (4) 回答方法：市公式ホームページに掲載

5 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類・必要部数

- ① 施工体制回答書及び企画提案書提出届（様式2） 原本1部
- ② 施工体制各種調書及び企画提案書等 各原本1部 副本6部

ア 会社概要（様式3）

イ 工事实績調書（様式4）

ウ 技術者の概要（様式5）

エ 担当技術者調書（様式6）

オ 技術責任者の経歴及び実績等調書（様式7）

カ 下請負調書（様式8）

※下請負する場合のみ

キ 工程表（様式9）

※市が示す工程で施工可能か記載ください。

ク 企画提案書（任意様式：実施体制図を含む。下記「(2) 作成要領」参照）

ケ 見積書及び内訳書（任意様式）

(2) 作成要領

- ①上記「5 (1) ②」については、「ア～ケ」の順番に提案を行い、A4版で作成してください。
やむを得ずA3判を使用する場合は、横折込としてください。
- ②上記「ク 企画提案書」については、各提案項目に、次頁「7」の評価項目「②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑩」の該当する番号を附番してください。

(3) 提出期限等

- ① 提出期限：令和7年7月22日（火）午後5時（必着）
- ② 提出先：山鹿市役所財務課
- ③ 提出方法：郵送または持参達

6 審査方法

プロポーザルの審査は以下のとおりとします。

(1) 審査（書類及びプレゼンテーションによる審査）

山鹿市議会会議場音響・映像システム等更新に係るプロポーザル審査委員会が行うこととし、次頁「7」の審査項目により提出書類及びプレゼンテーション、質疑応答の内容を総合的に評価し、最も優れた参加者を請負候補者として選定します。

但し、参加者が1者のみの場合は、採点が6割を達成していれば選定するものとします。

(3) 審査結果の通知

審査結果はプロポーザル参加者に通知します。

7 審査基準及び配点

山鹿市議会議場音響・映像システム等更新工事 プロポーザル評価基準

番号	評価項目		評価着眼点	配点
①	全体評価	提案内容の的確性、具体性	仕様書を的確に踏まえ、明確かつ具体的に提案されているか。	20
②	音響・映像設備	マイク・カメラ等	本会議の運営及び会議中継の質の向上に資する機器・機能の選定、設置・運用方法が提案されているか。	30
③	運用（操作）システム	多機能性	本会議の運営及び会議中継の質の向上に資する多彩な機能を有しているか。	20
④		操作性・視認性	操作画面はシンプルであり、専門知識のない職員でも扱いやすく誤操作が生じにくい、操作性に優れたシステムであるか。	20
⑤	発展的提案	システム障害等の防止・発生時の対応	OSのサポート切れ、バージョンアップ等への対応が十分か。トラブルを未然に防ぐ対策が講じられているか。トラブルが発生時でも、議会を休止せずに議事の進行や録音・録画を継続できるための具体的な対応が整っているか。	10
⑥		その他の発展的提案	その他独自のセールスポイント、将来的な拡張性や改善点、本市にとって有効、有益な機能等が提案されているか。	20
⑦	長期安定利用・保守点検の方法		無償保証期間を含め、次年度以降の定期保守の内容及び概算経費、機器等の故障時の対応など長期安定的な利用に資する提案がされているか。	20
⑧	工事施工面	工事実績	地方公共団体から本工事と同様又は類似する議場システムの構築に係る工事又は業務の受注実績があり、その経験が豊富であるか。【様式4】	10
⑨		実施体制・スケジュール管理	本工事の遂行に当たり専門的かつ十分な能力を有する者が配置されているか。また、工事完了までのスケジュールが適切に設定されているか。【様式5・6・7・9】	10
⑩		教育・指導	担当職員への十分な操作研修を行う計画・体制があるか。	10
⑪	コミュニケーション力及び取組意欲		説明は分かりやすく、熱意があり、質疑応答は適切か。	10
⑫	価格点		【1-参考見積価格/見積限度額（予定価格）】×価格の配分点（20点）	20
合計点				200

8 日程

- | | |
|-------------------|----------------------|
| (1) 質問提出期限 | 令和7年7月 4日（金）午後5時（必着） |
| (2) 質問回答 | 令和7年7月11日（金） |
| (3) 企画提案書等提出期限 | 令和7年7月22日（火）午後5時（必着） |
| (4) 審査（プレゼンテーション） | 令和7年8月 4日（月）（予定） |
| (6) 結果通知 | 令和7年8月上旬（予定） |
| (7) 契約締結 | 令和7年8月中旬（予定） |
| (8) 業務開始 | 令和7年8月中旬（予定） |

9 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とします。

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの。
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正をおこなったもの。
- (4) 審査（プレゼンテーション）に出席しなかったもの。
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの。
- (6) 参考見積書のコツ額が、「2. 業務に要する費用（見積限度額）」を超過したものの。

1 0 契約

請負候補者選定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとします。

なお、その際には、特定された者はあらためて見積書を提出するものとします。

1 1 その他の留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めません。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがあります。
- (3) 提出書類は返却しないとともに、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しません。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とします。
- (5) 請負候補者に選定されなかった企画提案者は、その理由について通知日から起算して7日以内に当該所管課へ説明を求めることができるものとします。
- (6) 山鹿市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象文書となります。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合がありますので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出てください。

なお、本プロポーザルの請負候補者特定前において、特定に影響が出るおそれがある情報については特定後の開示とします。

1 2 担当部署（提出・問合せ先）

〒861-0592

山鹿市山鹿987番地3

山鹿市総務部財務課 財産管理係 担当：永田

TEL：0968-43-1119

FAX：0968-44-0373

電子メール：zaimu@city.yamaga.kumamoto.jp